

# 食品安全委員会第17回会合議事録

1．日 時 平成15年10月30日（木） 14：00～14：45

2．場 所 委員会大会議室

3．議 事

(1)平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について

(2)その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（事務局）

一色事務局次長、岩淵総務課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、  
西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配付資料

資料1 平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見）

資料2 基本的事項の策定について

資料3 基本的事項についての討議資料

資料4 10月29日付で接受した食品健康影響評価要請書

6．議事内容

寺田委員長 それでは、食品安全委員会の第17回の会合を開催いたします。

本日は7名の全員の委員が御出席でございます。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に食品安全委員会第17回会合議事次第というのがございますのでごらんください。資料につきましては、資料1が「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見）」です。2が「基本的事項の策定について」、3が「基本的事項

についての討議資料」、それから、「10月29日付けで接受した食品健康影響評価要請書」でございます。皆様お手元に資料ございますね。

それでは議事の(1)に入らせていただきます。「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」でございます。これは昨日も含めまして、企画専門調査会において審議していただいた案件でありますので、企画専門調査会の担当委員であります寺尾委員より、まず御報告をお願いいたします。

寺尾委員 それでは報告申し上げます。本日、企画専門調査会の座長の富永先生がこちらにおいでにならないということでございますので、企画専門調査会の担当の私が報告させていただきます。

平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方につきましては、企画専門調査会におきまして、10月16日に審議が行われました。その後、10月23日までの1週間ですけれども、この間に委員の先生方から更なる意見を募集いたしまして、これを座長が取りまとめられました後に、昨日の10月29日の企画専門調査会で報告しております。

座長からは、特に食品安全委員会の運営全般について透明性のある運営を進めること。それから、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うべき事項の有無について定期的に議論すること。3番目といたしまして、意見交換会や広報活動等については、特に様々な意見が出されたことから、今後の運営に当たり配慮をいただきたいことという、このような御意見を伺っております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

寺田委員長 事務局よろしくをお願いいたします。

岩淵総務課長 それでは資料1に基づきまして御説明申し上げます。

「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見）」、昨日付けの企画専門調査会座長からの意見でございます。

項目が5項目にわたっております。

第1の項目は「食品安全委員会の運営全般について」でございます。

まず食品安全委員会は、食品安全委員会の公開について、平成15年7月1日決定に従って会議の公開を進めるとともに、議論の過程を国民に知らせることにより、透明性のある運営を進める。

・食品安全委員会において、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実績を積み重ねていくことにより、食の安全に対する消費者の不安や不信感の解消に努める。

・企画、リスクコミュニケーションなどの各専門調査会は、相互に十分な連携を取りながら調査審議を行う。各専門調査会の開催情報は、事前に公表するとともに、各専門委員に周知する。

次に、「食品健康影響評価」についての御意見でございます。

・食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施する。食品健康影響評価は、食品安全基本法に基づきリスク管理機関から要請された事項について実施するだけでなく、国民からの意見や情報のほか、国内外の新たな科学的知見や危害情報の収集・分析により、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を実施する。

・緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、食品安全委員会においても、当該措置の実施状況やその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。

・より説得力を持って評価結果を示すため、定量的に評価結果を示す手法について検討する。

・新たに開発される食品の安全性評価の手法について早急に検討する。

・遺伝子組換え食品とアレルギーとの関係について、市販後における人に対する疫学的な調査の実施の可否を含め、消費者の不安の取り除くためにはどのような対応を講じるべきかを検討する。

次のページにまいりまして、・食品健康影響評価の実施に必要な資料について、今後、評価対象ごとに明確化を進め、公表する。

・食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うべき事項の有無について、定期的に（1ヶ月ごとなど）議論する。

3点目の事項が「意見交換会・広報活動等について」でありまして、これはたくさんの御意見をいただいております。

・産学官と消費者との間のコミュニケーションの促進のためにも、食品安全委員会において、科学的な見地からリスクコミュニケーションを進める。

・食の安全にかかわり、国民が接触する機会の多い団体との間のコミュニケーションについても推進する。

・より適切に食品安全委員会の見解が国民に伝わるよう、報道関係者との間で意見交換を推進する。

- ・食品健康影響評価のガイドラインの作成や個々の評価の実施に当たり、結論を出す前に、原則として国民からの意見募集を行う。

- ・食品健康影響評価の実施後速やかに、ホームページにおいて、わかりやすく評価結果を解説したページを公開する。その際、消費者の視点に立った説明を心がけるよう努める。

- ・ホームページについて、最近特に話題になっている事項等を「トピックス」として掲載するなど、掲載の仕方にメリハリを付けるとともに、できる限り平易な言葉による説明を心がけることにより、一般の消費者にとってわかりやすいものとなるよう工夫する。

- ・食品健康影響評価やリスクコミュニケーションの前提となる専門用語について、一般の消費者向けにわかりやすい解説を作成し、意見交換会において配布したり、ホームページに掲載するなど、その理解の促進に努める。

- ・人が多く集まる市役所等の施設でパンフレットを配布するなど、食の安全・安心に対しあまり関心がない方々にも、関心を持っていただき、正しく理解していただくための方策について、十分に検討する。

- ・国民にとって身近な地方行政機関との間で、食の安全に関する一層の情報・意見の交換に努める。

- ・委員は意見募集等を通じて出された国民からの生の意見に目を通すよう努める。

次のページにまいりまして、

- ・国民からの質問・意見やそれに対する回答・対応については、よく聞かれる質問に対する回答などの形で、原則として公開するよう努める。

- ・リスク管理機関の審議会と食品安全委員会との役割り分担について、わかりやすく説明する。

4番目の項目は「緊急事態への対応について」です。

- ・当面、緊急時対応専門調査会における検討を踏まえ作成された「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」に基づき、適切に対応するとともに、より具体的・詳細な対応について検討する。

5番目の項目は、「関係行政機関、外国政府及び国際機関との連携について」です。

- ・関係行政機関における食品の情報システムとの連携を図る。

- ・リスク管理機関との間で相互に連絡窓口を設置し、定期的な意見交換を行うとともに、情報の共有化を進めるなど、緊密な連携を図る。

- ・外国政府や主要な関係国際機関との間で、随時、情報や意見の交換を行うなど、相互に連携を図ることにより、海外における最新の科学的知見の収集・分析に努める。

・食品安全委員会は、収集した情報に基づき、食品の安全性の確保に関する重要な事項について、必要と判断する場合には、関係行政機関の長に意見を述べる。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか御意見、あるいは御意見というより質問がございましたら。

中村委員 質問でございますけれども、1つは、この1ページ目の一番下のところにある「遺伝子組換え食品とアレルギーとの関係について、市販後における人に対する疫学的な調査の実施の可否を含め」云々ということで、もちろん、これは大切なことだと思いますが、この場合の市販後におけるというのはどういうことを想定しているのか。今、既に表示は必要がないという範疇のものについては、市販はもちろんされていますが、食品用のものについては大豆にしても、コーンにしても、日本のメーカーは分別して持ってきていますから、実際問題としては、大部分は店頭に出ていないと思うんですが、ですから店頭に表示もほとんど見られないんですけれども、これはいつ頃の、つまり、どういう段階のことを想定しているのか、原則を書いたということなんですかね。

寺尾委員 これは文字どおり市販後といいますが、実際に食べているか食べていないかちょっとわかりませんが、食べているというふうに仮定いたしまして、本当に遺伝子組換え、組み込んだ遺伝子の産物に対するアレルギーができていくかどうかという、そういう実態があるかどうかという疫学的な調査をやるべきではないかという御意見だろうと思います。

寺田委員長 多分、全く推測なんですけれども、今言われたように、例えば大豆の中に組み込まれた遺伝子の産物がございまして、それをアレルゲンとして、実現できるかどうかかわかりませんが、協力していただいて、皮膚テストをやって、アトピー外来とかそういうところで、アレルゲンになっているような人がいるかどうかとか、そういうことを考えていらっしゃるだろうと思いますけれども、そうですね。

寺尾委員 まさにそのとおりだろうと思います。

寺田委員長 相当のお金もかかるだろうと、相当な協力体制が必要だろうと思いますし、それからコントロールは何なのかということにもなります。例えば、これは細かいこととなりますが、ある物質に非常に免疫反応が強い方は、関係なくても、例えば遺伝子組換えの中にある何かの産物に対して抗体ができるとか、抗原抗体反応をすとかということがありますけれども、確かにみんながかなりとってきているものだから、コントロールは、

食べていないという人と食べている人があればいいだろうけれども、なかなかそれは難しいところもあります。人で何かの形でテストできればいいだろうということだろうと思います。

中村委員 アメリカ人なんかは日本みたいに分別していないし、それから表示も義務化しないから食べているわけです。コーンにしてもね。大豆はほとんど油だと思えますけれども、あれは何か調査をやっているんでしょうかね。

寺尾委員 それはちょっとわからないんですけども、少なくとも、今まで何か遺伝子組換え食品を食べたために、アメリカとかカナダでもってアレルギーになった人とか、そういう話は聞いたことはないですね。報告は全然ないですね。例の「スターリンク」というやつが、31人でしたか名乗り出てアレルギーになったと言った人がいるんですけども、結局あれも全員、FDAかなにかアレルギーではないという結論になったと思うんですけども、ですから、全くそういう報告というのは今までなされていないと思います。

中村委員 あれも結局ほかのものも食べているから、因果関係が本当に「スターリンク」と特定できたかどうかというのは結局わからないと思うんですね。

一色事務局長 事務局から補足いたしますと、OECDとかコーデックス、こういうところでも長年こういう議論が続いておりまして、いわゆる特定の食品を市場に出した場合病院等に新しいタイプの患者さんが来るのではないかと、そういうことを病院の協力を得てモニターしていったらどうかという提案が出ております。ただ、実現の可能性についてはかなり困難であるという見解があります。ですから、この文章にも「調査の実施の可否を含め」ということで、国際的な議論も見守りながら、専門調査会の中の委員の先生にアレルギーの専門家の方もいらっしゃいますので、実際の方法又は国際的な意見の動向、それを踏まえつつ、この委員会、専門調査会でも検討していきたいというような希望が出ておりました。以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

一番大事なのは人なんですけどね、人をやるとなると途端に大変ですね。自分の身になってやられる方になったらとんでもないと思うようなときもありますし、やはり動物実験と違って人の実験は、これだけじゃなくいろんな面で大事なんだけど、なかなか難しいですね。出てしまってからだったら、これは病気になってからの話ですから、出る前にある程度プレディクションというか、予測ができるようなことがいろいろできたらいいんですが、なかなか難しく、今言われたように専門家の方がいらっしゃるので、今のベス

トの方法でもしかできるのであればと。

ほかにございませんでしょうか。

中村委員 次のページの「意見交換会・広報活動等について」の「・」の3番目ですけれども、「見解が国民に伝わるよう、報道関係者との間で意見交換を推進する」、これも大変結構なことだと思いますが、これは企画専門調査会の御意見だから、我々もこれを受け止めて、どういう形でやるかということだと思っただけですけれども、なかなかこの委員会というのは、公開ですから傍聴に来られる方はよく記者の方がいらっしゃいますけれども、今は、この間の約束で終わった後ブリーフィングは一応やっているわけですか。それ以上どういう組織というか、グループが、記者クラブはここにはないし、内閣府にはあるそうですが、しかしその方々は必ずしも食品安全とかそういうことに関心を持っているとは限らないし、どういうグループをつくれればいいかというのがちょっと検討した方がいいんじゃないかと思うんですけどね。

寺田委員長 大変大事だと思います。とにかくここに記者クラブがないし、建物がちょっとアイソレートされていますし、入り口のところがちょっと難しい。そこは非常に大事なので、どういうふうにしてマスメディアの窓口を通してみんなにわかってもらうか。先生なんか、そういうグループをどういうふうにつくったらいいとか、あるいは厚労省、農水省なんかの記者クラブへも投げ込むとか、やっておられるんでしょうけれども、そういうことをやるということが非常に大事だと思います。ほかにございませんでしょうか。

今言われたようなことを、せっかくこういう御意見をいただいたもので、この御意見をまた来週とは言いませんけれども、時間を見まして、ずっと検討していくということをご委員会でやりたいと思います。そういうことでよろしいですか。

やっているものもありますし、なるほど早いことやらなきゃいけないなといっているうちに忘れてしまっていたようなことも現にありますから、そういうことを具体的にどういふふうにしてやっていくのかということですよ。お金の問題も絡みますし。

それではこれはよろしゅうございますか。御意見をいただき、大変ありがとうございましたということで、委員会としてこれをきちんと対応するように、あるいは検討させていただくということです。ありがとうございました。

それでは次に、その他に入っていますけれども、実は第2の議題で食品安全基本法第21条の第1項の基本的事項につきまして、現在、企画専門調査会などで調査審議中ですが、その検討状況につきまして、中間報告を事務局からお願いいたします。これは資

料の2と3ということになりますか、よろしく願いいたします。

岩淵総務課長 基本的事項につきましては、企画専門調査会で昨日から調査審議が始まっております。また、緊急時対応とリスクコミュニケーションに関する部分についてはそれぞれの専門調査会で併せて、並行して御審議いただくということになっているわけでございます。

資料2ですけれども、昨日の企画専門調査会に配布された資料と同じものがございます。資料の2の中では「基本的事項の策定について」ということで、その策定の根拠とか、趣旨・内容、今後の手順について書いてございます。

以前御説明したことと重複する面もありますが、この紙に沿って御説明いたしますと、食品安全基本法第21条第2項において、「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」とされておりまして、これに基づいて10月15日に当委員会に諮問されたわけでございます。

2枚めくっていただきますと、食品安全基本法の条文の抜粋がついております。食品安全基本法では、第2章におきまして、今後の食品の安全性の確保に関する施策をどういふうに進めていくかという基本的な方針を第2章の中の条文で書いております。この部分第11条から20条までちょうど10条にわたっております。第11条は「食品健康影響評価の実施」ということでして、これが当委員会と最も関連の深い条でございますが、今後はこの食品健康評価に基づく施策の策定というのを行っていくということがここで決まっているわけでありまして。

以下第12条では、国民の食生活の状況等を考慮し、この食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定。第13条では情報及び意見の交換の促進、いわゆるリスクコミュニケーションの促進でございます。それから第14条では緊急時対応の体制の整備等。第15条では関係行政機関の相互の密接な連携。第16条では試験研究の体制の整備等。第17条では国の内外の情報の収集、整備・活用。第18条では表示制度の適切な運用の確保等。第19条では食品の安全性の確保に関する教育、学習等。そして第20条では、環境に及ぼす影響の配慮ということで、こういった10項目についてそれぞれ1条ずつこれからの方針が書かれているわけでありまして。

問題はこれをどのように具体化していくかということでございまして、この法律が7月に施行いたしまして、政府としてどう具体化していくかを決めなければいけないという段階にきているわけでございますが、そこで第21条のところ、線を引いてありますけれども、

「措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表」というところがございまして、「政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項を定めなければならない。」というふうになっているわけでありまして、この規定に基づいて、政府はこれから基本的事項という名前の文章を取りまとめていくという、今そういう段階にあるわけでございます。

さらにめくっていただきますと、「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」とございます。政府が基本的事項という文章をまとめるに当たって、まず内閣総理大臣から食品安全委員会の方に意見を聴くという手続が定められております。これに基づきまして、今、調査審議をしていただいているところであります。この食品安全委員会の意見がまとまりましたらば、これを総理に返して、総理は事項の案を作成して、閣議決定をする、そしてこの内容を遅滞なく、公表するということが定められております。

今後の手順ですけれども、この資料2の最初の紙に戻りますと、下の方の「策定までの手順」というところになるわけですけれども、10月15日付けで当委員会の諮問がなされまして、昨日から企画専門調査会での検討が始まっております。

また、次のページへまいりまして、リスクコミュニケーションと緊急時対応については、並行して検討が行われつつある段階でございます。12月3日に予定している企画専門調査会までに、できればこの企画専門調査会としての意見を取りまとめていただきたいということを今お願いしているところでございまして、ここで意見がまとまりますと、それがこの食品安全委員会の方に報告されます。これに基づきまして、この食品安全委員会における検討をしていただいて、その結果を意見として総理に提出をすると、そして総理の方は閣議決定手続をとるということでございます。また、その間、意見募集の実施も行うべきではないかと考えておりますが、その時期については未定でございます。

このようなことで基本的事項の検討を今行っているところであります。

それからもう一つの資料3というものですけれども、これが現在、専門調査会において基本的事項を調査審議するに際して使用していただいている資料でございます。

一番上に「食品健康影響評価の実施」とございまして、まず最初のページは第11条関係の部分について議論するために用意されたものです。

見方といたしましては、一番左の欄が「条文」と書いてありますけれども、食品安全基本法の該当の条文がそのまま書いてございます。

その次に「検討項目」というところですが、この条文に掲げる方針を具体化していく上でどういった項目をこれから取りまとめる文書に盛り込むべきかということ掲げていたしまして、例えば、ここですと評価の基本的考え方として、食品供給行程の各段階で評価対象をどういうふうに考えたらいいか、生産段階、食品の製造・加工段階、流通・販売段階、それぞれどういうふうに考えたらいいかということを検討していただく必要があるんじゃないか。あるいは次のページになりますと、評価が必要ない例外的な場合というのがあるわけですが、それをどういうふうに考えるべきか。さらには評価の円滑な実施に向けた手順・方法、こういったことも決めていただくべきではないか。また、勧告等についても決めていただくべきではないかということで、この検討項目が挙げられております。

その隣の「現状」の欄は、それぞれの項目に対応いたしまして、現在のところどんな施策が行われているか、これを書いたものでございます。

そのその右側の「今後の方向」という部分が、これらの現状に鑑みて、今後どのように具体化していくかという、言ってみれば、これが最終的に取りまとめをする基本的事項の内容のベースになる部分でございます。こういった様式の紙が10項目について用意されておりまして、今ちょうど半分ぐらい議論されているところですが、こういったことで今議論が進行しているという、そんな状況でございます。

以上で御報告を終わります。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

坂本委員 「現状」のところには様々な物質、肥料、農薬、飼料、動物用医薬品、食品添加物等を規制する法律が書かれていますが、今、特保でやっているのは、法律がここに出していないんですが、大変数が多いわりには健康増進法という法律が抜けているので、大事な法律ではないかと思いたしますが。

寺田委員長 よろしいですか。

岩淵総務課長 ここで食品安全基本法の第24条の第1項の各号に掲げてある法律のうちの一部を抜き出して書いております。特定保健用食品については、この法律を受けた内閣府令というのがあるんですけれども、その中で安全性の審査に際して、当委員会の意見聴取を求めるということがそこで定められていると、そんな関係でございます。

坂本委員 第11条には関係のない法律ですか、特保に関する限りは。

岩淵総務課長 特保は、現状としては関係しております。ただ、大変多いので全部書き切れませんでしたので、どこに意見聴取の根拠が書いてあるかということで、食品安全基本法の第24条に直接書いてあるうちのまた一部を書いたというようなことでございます。

寺田委員長 ほかにございますか。

これはタイムスケジュールは今言われたとおりなんですけど、大体何ページぐらいという、書けと言われたら僕らは必要なだけ書くことになるんでしょうけれども、行政のこういう紙というのはどんなものになるんですか。一般的にこの辺からこの辺だと。

岩淵総務課長 例えば、A4の紙で10ページとかそんなものかなという感じがいたします。いずれにしても、今後御議論していただいて、内容を審議した結果決まってくるものかと思えます。

寺田委員長 具体的にという、要するに基本法があって実際に施策に移るときの、前もちょっと言いましたけれども、例えば、科学技術基本法があって、科学基本計画でどういうふうに具体的にやっていくかということに当たるんだらうと理解しています。具体化のところを本当の具体化を書くともものすごく長くなりますね。やはり、ある程度かなり抽象的なことになるんでしょうね。

岩淵総務課長 毎年変えるという仕組みになっておりませんので、中期的な方向性といいますが、そういったものを書くものだと思います。

寺田委員長 ほかに御質問等ございませんか。

内容に関しましては、今、専門調査会で熱心に目一杯やっておられますので、その結果が出たところで、また意見があれば、そこで言わせていただくという形になると思いますけれども、全体の枠組みとしての質問とか、そういうことはございますでしょうか。

それでは、またこれはよく読んで、こういうことがあったらいいんじゃないかなというようなことがありましたら、また事務局あるいは担当委員の方にでもお話ししていただければ、正式には専門調査会からきちんとしたものが上がってきたところでまた御意見をいただいて、それを返すと、まだ中途のところでございますし、これは非常に大事なこの委員会の役割で、管理のところから全部含めて一応基本的な案をつくるということでもありますので、12月までかなり時間はせておりますけれども、企画専門委員会の活動もオプザーバーなどで出ていただいて、よろしく願いいたします。

それではこれは終わりますので、10月29日に接受した食品健康影響評価要請書ということにつきましてお願いいたします。資料4です。これを事務局の方からお願いいたします。

宮寄評価調整官 それでは資料4をごらんいただければと思います。

食品安全基本法第24条第1項の規定に基づきまして、資料の4の1枚目、2枚目でございますが、16種類の特定保健用食品につきまして、10月28日付けで意見聴取の要請がございました。それから3枚目、最後の紙でございますが、10月29日付けで3種類の農薬に関しまして、厚生労働省大臣より食品健康影響評価の要請が来ておりますので御報告申し上げます。

これらの件につきましては、今後、実際には専門調査会の方で御検討いただくというような段取りになるかと思っておりますが、その前に、来週11月6日のこの委員会におきまして、厚生労働省の方からその概略について説明をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。何かこのことに関しまして、御質問とかございますか。実際に説明を聞いてからということになると思いますけれども。

よろしいですか。それでは、本日出ています議題に関しましてはこれで終わりですが、時間が随分ありますので、委員の先生方、何かございますか。

この前も言いましたが、いろんなところの意見交換会なんか出ておられまして、私の場合は敬語で言う必要はないわけですけれども、28日に三田の共用会議所で前のコーデックスの議長であるビリーさんとリスクコミュニケーションの専門調査会の座長であります関澤先生のお二人に基調講演をしていただいて、その後、ここにいらっしゃる中村委員、あるいはスピーカーの関澤さん、それからビリーさん、それから消費者団体連合会の神田敏子さん、それから味の素の理事をなさっている石井先生でパネルディスカッションをしまして、手前みそですけれども、300人ぐらいの方が来ていらして、時間がもう少しあってフロアからのコミュニケーションとか質問があればよかったかなと思うんですが、時間が限られていましたけれども、大変熱心でおもしろかったと思います。コミュニケーションがなかなか難しい点もあるし、非常に大事だということをよくわかりました。ためになりました。

寺尾先生も昨日かなんかどこかへ行かれた、それはどういう？

寺尾委員 あれはコーディネーターが中村先生です。

中村委員 あれは食を考える国民会議の総会で、テーマが「安心できる食を求め」というテーマだったので、イベントそのものを農水省と厚労省と一緒にこの委員会が後援して、文科省も後援に入って、それで議論をしたということです。

寺田委員長 何か特別に気がつかれたこととか、委員会として知っておいた方がいいよ  
うなことはなかったですか。

中村委員 知っておいた方がいいというか、昨日も会場からいろんな御質問をいただ  
いたんですけども、いわゆる評価ということが一般の人たちに、そういう仕事をする機関  
なんだということが必ずしも徹底していないんですね。御質問も、例えば寺尾先生に管理  
のことの質問が来て、むげにそれは管理の仕事で全然知らないというわけにもいかない  
と思いますし、たまたま昨日は農水省の人がいましたから、その人に答えてもらいましたけ  
れども、そういうことが徹底するまではなかなか……。

寺田委員長 ホームページに全体のストラクチャーとか長々と書いてあるけれども、何  
か絵で、例えば企業から申請があったときにはこういう管理機関が一旦入って、そこから  
この評価委員会に来て管理に返してというような図をかいた方がいいという気がします。  
専門調査会の先生でも、この仕組みが必ずしもわかっておられない。やっとわかる先  
生が出てきたのかというところで、そういう仕組みがヨーロッパで増えていて、いい面の  
強調と、それから新しいシステムだということの説明がちょっと必要でしょうね。細かい  
ことは別にして、図としてホームページのところで出しておくことが必要でしょう  
ね。私も同じようにずっと思っていて、今言われたのはそのとおりです。質問が出てく  
るのは、ほとんどのところは管理にかかわることでしょうけれども、ここの委員会の役目と  
しては管理のこともできる範囲内でお答えできるようにしないとまずいところがあります  
ね。

何かほかにございますか。

寺尾委員 先ほどの最初の運営のあり方なんですけれども、これはいろいろ御意見をい  
ただきまして、先ほど遺伝子組換えの話が出ましたけれども、これは専門調査会の方にこ  
ういう意見が出ているということで遺伝子組換えに限らないんですけれども、一度戻して  
御議論いただくことがあったら議論してもらった方がよろしいんですかね。

寺田委員長 皆さんどう思われるかわかりませんが、私は、内容によりまして、  
そういうところもあるでしょうし、これはプライオリティがここではもうちょっと後にす  
るとかということも、それも含めてこの委員会で検討する必要があるかと思います。この  
委員会も特に事務方が忙しくて大変なんでしょうけれども、この委員会として評価するよ  
うな事柄ということは、やはり、ここでやらなくちゃいけないと思いますし、それから、  
今言われたようなことは専門調査会がございますから、そちらに意見をいうことも大切で

す。

ほかにございませんか。

それから、新開発食品専門調査会か、後に「等」がついているんですが、あの表題のあれは変えた方がいいのと違うかなと思っています。

寺尾委員 遺伝子組換え。

寺田委員長 新開発でなくて、遺伝子組換え食品等なんですね。誰か御意見を出されたんですけども、ちょっとわかりにくいという意見でした。説明は口頭ではしているんですけども、いっそのこと何々何々と具体的に書くとか、企業から多いのは農薬だとか添加物だとか、今言った新規何とかもありますから、そういうことをだらだらと書くのか、もうちょっと一般的なことで書いておいた方がわかりやすいのと違うかなと思いました。実際にはそういうふうに説明して、紙を渡して一々やっているんですけども。

ほかに何かございますか。

それでは、これで今日の第17回の食品安全委員会を終わります。次回は11月6日の木曜日、同じく14時からということで、来週の火曜日、11月4日、連休明け午後2時からリスクコミュニケーションの専門調査会、同じ日の3時30分からは微生物・ウイルス合同専門調査会がそれぞれ開催される予定でありますのでお知らせいたします。どうもありがとうございました。